

仕様書に対する質問・回答書

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

公告番号	令和 6 年 12 月 24 日 技第 422 号
業 務 名	令和 6 年度無人航空機操縦者技能講習
質 問	特記仕様書 1 業務内容の「民間資格」の定義について、いわゆる国土交通省HP掲載講習団体の発行する資格との理解でよろしいでしょうか。 あるいは資格名称を問わず「ドローンの飛行許可申請に必要な10時間以上の飛行経歴を達成できること」および「ドローン飛行における基本飛行に係る内容とは別に、目視外飛行に係る講習内容を含むこと」を満たせばその限りではない、ということでしょうか。その場合、座学講習を行わず実技講習のみのカリキュラムでもよろしいでしょうか。
事 項	参考：HP掲載講習団体リスト https://www.mlit.go.jp/common/001579421.pdf
回 答	「ドローンの飛行許可申請に必要な10時間以上の飛行経歴を達成できること」および「ドローン飛行における基本飛行に係る内容とは別に、目視外飛行に係る講習内容を含むこと」を満たせば国土交通省航空局のウェブページに記載する講習団体の発行する資格に限りません。 なお、カリキュラムとして座学講習を必須とはしていませんが、飛行手続きに必要なとなる航空法に係る講習は含むようにしてください。
令和 7 年 1 月 8 日（水）	
回答者 岡山県土木部技術管理課長	